

令和7年度（後期）
地域密着型サービス事業者募集要項



令和7年9月
東大阪市福祉部
指導監査室介護事業者課

目 次

- 1. 募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2. 介護事業者課にて募集する地域密着型サービス・・・・P1～P2
- 3. 応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・P3～P5
- 4. 施設整備及び運営に関する基本的事項・・・・・・・・P5
- 5. 応募手続・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- 6. その他・・・・・・・・・・・・・・・・P7

【本募集要項に係る問合せ・連絡先】

福祉部指導監査室介護事業者課

電話：06－4309－3318

FAX：06－4309－3848

電子メール：kaigojigyosha@city.higashiosaka.lg.jp

1. 募集の趣旨

東大阪市では「東大阪市いきいき長寿TRYぶらん2024(東大阪市第9期介護保険事業計画)」(以下、「事業計画」という。)に基づき、地域密着型サービス(地域密着型通所介護は除く。以下同じ。)を行う事業所について、計画的にその整備を図っております。

この募集要項は、東大阪市が令和7年度(事業計画)中に行う募集について、内容及び時期等について説明したものです。

【注意事項】

(1)本市が地域密着型サービス事業所を指定し、指導・監督権限を有します。

(2)地域密着型サービスは、東大阪市の被保険者のみが利用可能となります。

※東大阪市以外の被保険者であっても、以下のサービスについては、住所地特例対象施設に入所し、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる場合は利用が可能です。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護

・(介護予防)認知症対応型通所介護

・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護

(3) 今回の募集に関する補助金はありませんが、今後の補助事業については、高齢介護課(06-4309-3185)までお問い合わせください。

2. 介護事業者課にて募集する地域密着型サービス

サービス種別	事業計画 における整備方針 (令和7年度)	募集整備圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	未整備の整備圏域に1か所以上	整備圏域の指定なし
夜間対応型訪問介護	事業者の意向を踏まえ整備	
(介護予防)認知症対応型通所介護	事業者の意向を踏まえ整備	
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	未整備の整備圏域に1か所以上	
看護小規模多機能型居宅介護	市域に1か所以上	

※募集整備圏域については、別紙を参照してください。

事前協議について

介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定について、公募によらない指定申請については、指定要件に適合したものとなるよう、東大阪市では、事前に事業者と本市との間で協議を行うこととしています。指定を希望する事業者は、指定要件に従い、必要な書類等を提出していただきます。

運営委員会について

介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定については、東大阪市地域密着型サービス等運営委員会（以下、「委員会」という。）に諮る必要があります。委員会は指定日の概ね 1 か月前に開催が予定されており、その開催日の 1 か月前までに指定申請手続きを完了していただきます。

募集名	事前協議日程	指定申請完了	運営委員会日程	指定日
地域密着型サービス 事業者募集	令和7年10月	令和7年12月	令和8年2月	令和8年3月1日

応募受付期間	サービス事業の種類
令和7年 10月6日(月) ～ 10月9日(木)	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2) 夜間対応型訪問介護 (3) (介護予防)認知症対応型通所介護 (4) (介護予防)小規模多機能型居宅介護 (5) 看護小規模多機能型居宅介護

3. 応募資格

指定を受けようとする者は、次の要件に該当している必要があります。ただし、この要件に該当していても介護保険法第78条の2第4項及び第6項又は第115条の12第2項及び第4項に該当する場合は申込できません。

- (1) 役員や管理者等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (2) 指定申請日において、法人又は病床を有する診療所を開設している者(看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限る。)であること。
- (3) 東大阪市内の整備圏域、日常生活圏域をサービス実施地域とすること。
- (4) 応募する時点までに、介護保険法、老人福祉法、建築基準法、消防法等をはじめとする関係法令、省令、条例及び通知等(以下、「関係法令等」という)を熟読し、遵守すべき事項等を理解すること。また、指定時には関係法令等に適合していることが見込まれること。

【参考】地域密着型サービスに特に関係する条例・省令・通知

- ・「東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」
- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- ・「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
- ・「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- ・「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

※上記に掲げるものはあくまで一例です。その他の関係法令等についても必ず確認してください。

(5) 指定時には、基準上義務付けられている研修を終了した者を配置していること。

サービス種別	職種	指定基準上義務付けられている研修	左記研修受講の際、事前に受講が必要な研修
認知症対応型通所介護	管理者	管理者研修	実践者研修又は基礎課程
小規模多機能型居宅介護	代表者	開設者研修(注)	
看護小規模多機能型居宅介護	管理者	管理者研修(注)	実践者研修又は基礎課程
	介護支援専門員	計画作成担当者研修	実践者研修又は基礎課程

(注) 看護小規模多機能型居宅介護の代表者及び管理者については、保健師資格又は看護師資格でも可。

※指定時に研修修了者を配置することが要件となっている職種については、必ず指定時まで
に研修修了者を配置してください。研修受講予定者あるいは研修受講中の者を配置予定で指
定申請を行う場合、その者が研修を修了しなければ指定できません。

※上記研修については、開催回数に限られておりますので、該当サービスに応募予定で受講
を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。また、募集定員に限りがありますので、研修
に申し込みをされても受講できない場合があります。

(6) サービスの提供にあたっては、事業の安定的な運営を図ることができるよう十分な体制を整備するための能力及び経験を備えていること。

(7) サービス提供を行うための事業所等にかかる土地・建物を指定申請日までに確保できる見込みであること。

(8) (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の事業予定地は地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であること。また、市街化調整区域及び工業専用地域でないこと。

(9) 本市が指定する期日までに、指定申請書類を提出できること。

(10)過去3年間の法人監査、介護保険事業者運営指導監査等において重大な指摘を受けていないこと。

※ 事業指定までの間に、介護保険法等で規定するサービスを提供する事業者として必要な要件をすべて満たしていないことが明らかになった場合は、指定を受けられません。また、指定後に同様のことが判明したときは、指定を取り消します。

4. 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設の整備及び運営に際しては、次の条件を遵守してください。

(1)全サービス共通の条件

- ・関係法令等に適合すること。
- ・バリアフリーに配慮したものとすること。
- ・認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護については、それぞれ、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を併せて実施すること。
- ・同一事業内における職種兼務は2職種までとすること。

(2)サービス別の留意事項

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・医療・訪問看護サービス提供にあたって、医療ケアを必要とする利用者に対して、主治医の指示に基づく適切な訪問看護サービスを提供すること。この場合、訪問看護とは、居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師が行う療養上の世話又は必要な補助を言い、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいう。なお、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。
- ・連携型として指定を受ける場合には、連携先の訪問看護事業所においても別途手続きが必要となる場合があるため、当該訪問看護事業所を管轄する自治体の担当部局に確認すること。
- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者に対してサービスを提供する場合には、入居契約と介護保険サービスの利用契約は別契約であり、一方が他方を契約するための前提条件でないことをあらかじめ明確にすること。
- ・有料老人ホーム等の入居者にサービスを提供する場合は、サービス提供者総数のうち、有料老人ホーム等の入居者の提供割合は一定割合以上を超えないようにし、地域包括ケア推進の観点から地域の利用者にもサービス提供を行うこと。

②(介護予防)認知症対応型通所介護

- ・介護保険制度外の夜間及び宿泊サービスを実施する場合は、本市へ当該サービス内容を届け出ること。

5. 応募手続

この募集について申込を希望する事業者は、次のとおり事前協議に係る応募書類を提出してください。

(1) 応募受付期間、受付時間及び受付場所

受付期間: 令和7年10月6日(月)～令和7年10月9日(木)

受付時間: 午前9時～午後5時30分(平日のみ。12時～12時45分の間は除く。)

受付場所: 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市役所 8階

福祉部指導監査室介護事業者課

(2) 応募方法

来庁、郵送、FAX又はメールの内いずれかの方法により応募してください。ただし、郵送、FAX又はメールの場合は、到達確認のため必ず当課までお電話ください。また、いずれの場合も応募受付期間内必着とさせていただきますのでご了承ください。

(当課の連絡先は本募集要項の目次ページに掲載しています。)

(3) 応募書類

事前協議申込書(当課のウェブサイトの様式を掲載しています。)

(4) 応募受付後

介護事業者課より、事前協議申込書に記載された希望日時に基づき初回の事前協議日の連絡をします。時間や希望日が重なった場合については、調整させていただきます。

また、初回の事前協議日に、地域密着型サービス事業事前協議書をご持参ください。指定申請に係る手続きについては、事前協議時に説明します。

(5) 募集に係る質問

質問については、応募受付期間中に「質問票」に記載し、FAX又はメールにて送付ください。送付いただいた場合は、到達確認のため必ず当課までお電話ください。回答については、後日連絡させていただきます。来庁や電話での質問はお受けできません。

※質問に関しての留意事項

指定基準に係る内容や国の通知(Q&A など)で確認できる内容については、原則として回答しませんので、ご了承ください。なお、基準等に係る質問については、必ず該当する条文を引用し、事業者の解釈結果、考え方等を明記のうえ質問してください。

指定申請に係る様式類は当課のウェブサイトからダウンロードできます。

6. その他

- ・ 市が受理した書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
- ・ 事前協議及び指定申請に要した費用等はすべて申請者の負担となります。
- ・ 複数の圏域を申し込むことは可能ですが、整備、運営可能な範囲で申し込んでください。
- ・ 各事業との併設は可能です。
- ・ 本市が指示する期限までに指定申請書類の提出がされない場合には、原則として指定は行いません。また、必要に応じて当該申請書類の追加、補正等を求めることがあります。期限までにこれに対する対応がなされない場合においても同様に扱います。